

## 【必要な資格】 刈払機取扱作業者・ロープ高所作業特別教育



| 内 容   | 留 意 事 項   |
|---|---|
| ・作業打合わせ(KY活動)<br>・作業位置の確認<br>・作業人員の確認<br>・使用機械・工具の点検<br>・保護具の確認<br>・側道部沿線に駐車してある車両・家屋の把握<br>・飛散ネットの点検<br>・現場出入りの確認<br>・現場進入 | ・リスクアセスメントによる危険予知の実施<br>・発生草搬入場所の確認も行う<br>・作業分担・配置の確認 資格の確認 ※作業責任者が任命する。<br>・車両運行前・使用機械安全装置の点検確認<br>・保護具の損傷がないか点検を行う。(使用機械別保護具一覧表を参照)<br>・駐車車両及び家屋に損傷等を与えるおそれがある場合飛散ネットの使用で作業を行う<br>・手持ちネットの損傷確認、損傷のある場合は補修を行うか使用できない場合は担当者へ報告をする<br>・現場出入り箇所の確認(開口部の確認、アルミ(トラック用)ステップ、ロープの用意)<br>・近くにフェンス開口部がある箇所は開口部より出入りをする<br>・フェンス開口部が近くにない場合は、アルミ(トラック用)ステップを立ち入り防止柵にしっかりと固定して乗り越える<br>・〇擁壁、ブロック積、勾配のきつい箇所へは乗り越え箇所を設けない、平坦な箇所を選定する<br>・ヘッドとシャフトの連結部などは作業前に必ず工具を使用してゆるみの無いことを確認すること<br>・作業前に安全靴の選定をする。(土踏まず部分の切欠きされた安全靴は使用しない)<br>・作業前に通路を確保しておく。                      |
| ・現場到着後、リスクアセスメントによる現場KYの実施<br>・ケーブル露出箇所の確認<br>・危険物(ゴミ等)の除去  | ・のり面勾配及び、状態を全員で確認して現場環境に適した履物を決定する<br>・年間ケーブル協議書に準じてケーブル防護を行い作業を行う(年間協議書参照)<br>・ケーブルの周りをカメラ等人力で刈取(直径2m程度)目印つける<br>・刈り手にケーブル場所の説明を行う<br>・危険物(ゴミなど)は前もって除去する<br>・ゴミ等は指定された置き場に集積する  |
| ・刈り払い機にて刈り込み<br>・刈り倒した草を寄せ集める   | ・斜面上においては特に、足元が不安定であることや転倒するリスクを念頭に置き移動および作業を行う。<br>・保護具は使用機械別使用保護具を参照<br>・刈り手と集草作業員、飛散防止ネットを持つ作業員にて作業間隔を5m程度空いていることを確認する。<br>・切り株のない通路が確保できる場合はそちらを通路として、切り株のある場所は通路として使用しない。<br>・SDS(安全データシート)の確認<br>・上下作業の禁止<br>・作業前にハチの巣および周囲の確認を行う。<br>・高さ2m以上、40度以上の斜面における作業は身体保持器具を使用する。(フルハーネス・親綱)<br>(事前に駐車車両及び家屋のキズ等の確認を行っておく キズ等ある場合は写真を撮っておくと良い)<br>・カム・ナタ使用作業時の作業間隔を十分に開ける(3m以上)<br>・ネットの使用が困難なときは手カメラ等で人力作業か一時保留し後日、車両が無い時に作業を行う等の検討する。<br>・交通量の多い側道部・安全が確認できない現場では監視員を配置し作業員と監視員とで合図等打ち合わせを行い作業を行う<br>・作業機械に異物が挟まった場合はエンジンを停止してから取り除くこと<br>・刈払機使用時はキックバックに注意 |
| ・パッカー車及びトラックに積込み  | ・車両は安全な場所に駐車する (民地等に駐車する際は承諾を得る)<br>・トラック積込みは荷台に人が乗って移動しない<br>・パッカーの場合は、パッカー車積込み作業手順書による  |
| ・排水溝内、積込み箇所の清掃  | ・排水溝内に刈った草はないか、積込後の草は散乱してないか確認する  |
| ・指定された処分場に運搬する  | ・一般道を回送するので法定速度十分注意(交通規則の遵守)<br>・トラックの積荷確認、パッカー車のゲートロック確認確實実行   |
| ・作業現場の確認・点検<br>・終礼の実施   | ・周囲の車両及び家屋の確認<br>・使用機械の置き忘れ等の確認<br>・リスクアセスメントによる危険予知訓練により実施   |

※現場で作業手順を変更する場合は作業を中止し作業責任者からメンテ名古屋担当者に報告・相談すること

## 注意事項

- ・発生草は指定された場所以外の搬入禁止
- ・ケーブル露出箇所、刈り払い機使用禁止(絶対切断してはならない)
- ・刈り手は使用機会別使用保護具に準じて作業を行う
- ・無断で民地立ち入らない
- ・夏期ハチ注意(殺虫剤の携帯)・蛇注意
- ・刈った草は一週間以内に処理するように、管理図面を作成して適正処理する。(H.15.12は正で追加)
- ・役職者で定期的に現場を巡回し、出来型・安全管理等のチェックを行う。(H.15.12は正で追加)
- ・危険な駐車車両・家屋を作業前に確認し作業員全員に周知させ飛散ネットを使用し作業を行う(駐車車両の場合は後日作業実施の検討)
- ・監視員を配置し通行車両の通行時は作業員に知らせ作業を中断する。
- ・保護具は使用機械別使用保護具を参照
- ・手持ち式振動工具については取扱を十分理解し使用する。
- ・1人作業の禁止
- ・有資格者により作業を行う。(資格証を所持する)

安全器具・保護具確認  
ヘルメット・安全チョッキ  
殺虫剤・ボイズンリムパー・熱中症グッズ・涼しん帽  
使用機械別使用保護具を参照  
【ケーブル事故防止対策】コンパネ・シュート  
「蜂抗体検査レベル3以上」の方: エビペン

使用機械  
ノコギリ・カム・ナタ・刈り払い機・トリマー式刈り払い機